

届出対象となる特定建築物の修繕・模様替、設備改修の規模の考え方・規模一覧

	①2000㎡相当の規模以上にあたる工事	②全体の1/2以上の改修	③工事実態を踏まえた規模の改修
屋根、壁、または床			
屋根	修繕・模様替を行なう屋根・壁・床の面積の合計が2000㎡以上	修繕・模様替を行なう屋根の面積が屋根全体の1/2以上	—
床		修繕・模様替を行なう床の面積が床全体の1/2以上	—
壁		下記(※)を参照	—
空気調和設備			
熱源設備(暖房用)	交換する熱源設備の定格出力の合計が300KW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
熱源設備(冷房用)	交換する熱源設備の定格出力の合計が300KW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
ポンプ(暖房用)	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	—
ポンプ(冷房用)	交換するポンプの定格流量の合計が900L/min以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上	—
空気調和設備	交換する空気調和設備の定格風量の合計が60000㎡/h以上	交換するポンプの定格流量の合計が全体の1/2以上	1つの階に設置されている全ての空気調和機を交換する場合
空気調和設備以外の換気設備	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が5.5KW以上	交換する送風機の電動機の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
照明設備	交換する部分の床面積の合計が2000㎡以上	交換する部分の床面積の合計が全体の1/2以上	1つの階に設置されている全ての照明器具を交換する場合
給湯設備			
熱源機器	交換する熱源設備の定格出力の合計が200KW以上	交換する熱源設備の定格出力の合計が全体の1/2以上	—
配管設備	交換する配管の長さの合計が500m以上	交換する配管の長さの合計が全体の1/2以上	—
昇降機	二以上の昇降機を交換する場合	—	—

※ 修繕・模様替を行なうことによる省エネ性能の向上が充分に見込めず、また、修繕・模様替の実態として工事が行われない部分(道路に接していない敷地境界線から1.5m以下の部分)にある壁を除く。